

著作・出版権委員会

第1分科会 報告書

# 出版者の権利について

2002年4月

社団法人 日本書籍出版協会

## はじめに

著作・出版権委員会委員長  
上野幹夫

出版者は、著作物の伝達に重要な役割を果たしており、かつその伝達行為がすぐれて知的創造性を有するがゆえに、出版者に固有の権利が付与されるべきものであると確信し、あらゆる機会をとらえてそのことを要望してきた。この要望は、出版者挙げての悲願とも言うべきものである。

複写機器の飛躍的な発達・普及に伴い、著作物が単に複写され無許諾コピーが巷に氾濫することは、出版者にその再生産への意欲の喪失をもたらし、ひいては著作者の創作意欲をも削減する結果、文化の衰退を招くことは火を見るより明らかである。

周知のように、平成2年、著作権審議会は、「文献複写の現実に対処するため、『出版者に複写に関する固有の権利を著作権上認めて保護するのが適当である』との報告書を纏めているが、いまだにその提言は実現されていない。

当委員会は、こうした現状をふまえて、出版者の権利問題に改めて取り組むため、上記著作権審議会第8小委員会での検討結果の内容を最初から検証するとともに、その後の環境変化に対処しうるための理論構築をも視野に入れ、改めて「出版者の権利」についてあらゆる角度から検討することとした。この詳細については、本報告書の「分科会の目的と検討の経緯」に述べられた通りであるが、簡単に要約すると以下の通りである。

平成10年10月、著作・出版権委員会に第1分科会（赤田繁夫座長）を設置し、その検討結果を平成12年3月「印刷媒体における出版者の権利について」と題する中間報告書として公表した。引き続き、第二段階として、いわゆる電子出版を巡る問題に絞って出版者の権利を検討した。この検討は、いろいろの観点にたってなされたが、発行者の権利問題はさらに慎重に検討されるべきものとの結論に達した。むしろ今こそ、印刷出版物における出版者の権利を確立することが重要であるとの結論を得た。

われわれが法制化を要求している出版者固有の権利は、もとより著作者の権利やその行使を損なうものではなく、著作者の権利擁護に大きく貢献するものでなければならない。こうした点について、著作物の伝達者としての出版者の立場から著作者と虚心坦懐に話し合うことも極めて大切であろうと考える。

今般取りまとめられた第1分科会報告書の内容は、大きく分けると次のようになる。

- 第1部 印刷媒体における出版者の権利
- 第2部 電子出版における出版者の権利
- 第3部 権利の内容はどうあるべきか
- 第4部 資料編

出版者の権利の法制化問題を出版業界挙げて取り組むため、平成13年5月、書協・雑協の理事長を長とする「出版者の権利法制化推進特別委員会」が設けられた。メンバーは、

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

書協・雑協の理事クラスで構成されている。出版者の権利法制化に向けてどのように理論構築するか、政策・行動面での展開をどのように進めるかについて、総合的に英知を集めて実効ある戦略を立て行動をおこそうとする委員会である。

特別委員会の発足とともに、この報告書の発表が待たれていたところである。この報告書で検討され分析された結論は、今後の法制化推進運動の羅針盤としてわれわれの行動を導いてくれるに違いない。

出版者が著作物の伝達者として果たしている役割が評価され、出版者の権利が著作隣接権として著作権法に必ず刻み込まれる日の来るなどを確信しつつ、この報告書を広く世に問うものである。

## 目 次

はじめに.....	1
分科会の目的と検討の経緯.....	5
<b>第1部 印刷媒体における出版者の権利.....</b>	<b>6</b>
(1) 出版者の役割とは何か.....	6
(2) 現行法における著作隣接権者の権利.....	7
(3) 印刷出版と電子出版では出版者の役割の何が違うのか.....	7
<b>第2部 電子出版における出版者の権利.....</b>	<b>9</b>
(1) 検討における論点 .....	9
(2) デジタル化・ネットワーク化に対する著作権審議会等での検討経過と著作権関係各団体の考え方について .....	9
(3) 「電子出版（デジタル出版）」「オンライン出版」の定義について .....	10
(4) 現行法における「電子出版」の保護 .....	11
<b>第3部 出版者固有の権利の確立を目指して .....</b>	<b>13</b>
(1) 出版者の権利として、何が、どのように保護されるべきか .....	13
(2) 権利の内容はどうあるべきか .....	14
おわりに 権利法制化へのプロセス 我々は何をしなければならないか... ..	18
<b>資料 出版者の権利をめぐる検討経緯 .....</b>	<b>23</b>
1. 現在の状況.....	23
2. 出版界は何を主張してきたか .....	25
3. 周辺状況 .....	29
4. 各国著作権法の状況について .....	31
5. 設定出版権の評価.....	32
著作・出版権委員会 第1分科会委員名簿 .....	33

## 分科会の目的と検討の経緯

出版者の役割とは、出版者の発意と責任のもとに企画をたて、著作物や情報を出版物として編集し頒布すること、すなわち、出版物の内容を読者に伝達することである。

出版物の内容～出版物に固定されている著作物～は著作権法により保護が与えられている。出版物の内容を二次的に利用する場合、すなわち、コピーしたり、録音図書として録音したり、電子的に版面をスキャンしてコンピュータに蓄積し送出したりすることは、著作者の許諾なしには行えない。しかしながら、このような場合、出版物の編集発行に努力を傾注した出版者には何らの保護も認められていないのが現状である。

出版者に固有の権利をという、権利獲得の運動やそのための出版界内部での研究活動は從来から継続して行われてきてはいたが、ここ数年で、出版界を取り巻く状況は大きく変化してきた。

電子技術を活用し出版物の版面を複製し伝達し再利用することが一般化し、また、出版物の流通が複雑化多様化しつつある現在、出版者は出版物の利用について何らの権利主張もできない現状をどのように打開するか。今こそ、わが国の著作権制度において打ち捨てられた感のある出版者の権利問題に改めて取り組むべきときではないのか。

この分科会はこの課題に対処するため、問題点を総合的に検討し新たな提言を行うことを目的として、平成10年10月、書協の著作・出版権委員会に設置された。

当分科会は次のような方法で検討をおこなった。

第一段階として、平成10・11年度に、まず、出版界がおかれている法的状況を分析し、さらに過去に遡り、出版界が行ってきた権利主張や著作権審議会における審議内容、関係団体の意見について、また、設定出版権の制度等について検討した（当報告書第4部）。次に、印刷媒体における出版者の権利問題について検討した。これらの内容は中間報告書として、2000年3月に公表されている。

平成12・13年度は、第二段階として、いわゆる電子出版をめぐる出版者の権利を検討の対象とし、討議を重ねた後、作業部会を設け、問題点の整理と総合的なまとめを行った。

当分科会は、いわゆる電子出版に関しては、パッケージ系・ネットワーク系にかかわらず、その発行者の権利問題はさらに慎重に検討されるべきものであるとの結論に達した。むしろ、電子メディアの時代であるからこそ、そこで利用される印刷出版物に関する出版者の権利を確立することこそが重要であるという認識である。

この報告書は、中間報告書とその後の検討内容を統合したものである。目次に見られるように、第1部 印刷媒体における出版者の権利、第2部 電子出版における出版者の権利、第3部 出版者固有の権利、第4部 資料編 という構成である。

我々が主張する出版者独自の権利は著作者の権利や著作者によるその権利の行使を損なうものではない。出版物流通の伝統的な枠組みが変化しつつある現在、出版者の権利を確立することは著作者の権利擁護にも大きく貢献するであろうことを我々は確信する。

出版界を取り巻く環境の変化は非常に速く、この状況に対処していくためには出版者の権利が早急に確立されることが必要であり、権利獲得の運動を結実させていくために、当分科会の検討結果が活用されれば幸いである。〔第1分科会座長 赤田繁夫〕

## 第1部 印刷媒体における出版者の権利

### (1) 出版者の役割とは何か

#### 出版行為

印刷出版においては、出版者は著作物を公衆に伝達するために、一定の版面の形に著作物を固定して複製する。出版者に権利が認められるとすると、このように版面の形で固定された著作物が、そのまま複写複製される場合のみならず、その版面がデジタル化されて複製される場合に関しても権利主張ができることが必要である。

さらに、版面そのままの複製にとどまらず、出版者が出版の目的で何らかの媒体に固定した段階で権利を持つとすれば、さらに望ましいとの意見があった。「最初に著作物を媒体に固定した者が権利を持つ」という考え方である。しかし、著者の端末やサーバーへの蓄積等、媒体に固定する方法というものは様々なものがある。たとえば、原稿を最初に固定するのは著者であるが、それをもって出版者とはいえない。単に著作物の固定のみをもって出版者保護の要件とすることは適当ではないと考えられる。

#### 著作物の内容にかかる権利との関係

次に、出版者の権利と著作物の内容にかかる権利との関係について、検討した。この問題については、第8小委員会で審議の論点となったものに以下のものがある。

「出版者の権利を著作隣接権制度によって保護すると考えた場合、保護を認める重要な理由となる出版者の「創造的な」知的行為は、「著作者の思想・感情をどのように伝達するかについての創作的な寄与」であると考えられ、著作物作成にかかる「創造的な」知的行為との混同を生じないようにすべきである。」

すなわち、ある出版物の版面にかかる権利は、同じ著作物等が別の版面として出版されたものには対抗し得ないと理解される。これは、出版者の権利は「著作物等の伝達者としての出版者」の権利であって、著作物を独占する権利ではないという基本的な考え方に基づくものである。

この問題に関して、分科会の中では、「版面の使用自体は当然として、内容の使用についても出版者の頭越しに著者の許諾をとられてしまわないような権利を出版者が持ちたい」という意見が出された。

また、単なる出版許諾契約の場合、出版社単独では海賊版等に対しては不正競争防止法でしか訴えを起こせないということがある。著者が自ら著作権侵害で訴えてくれればよいが、たいていは出版社が対応を迫られる。その場合に出版社に何も権利がないというのも不都合であるという点も指摘された。

しかし、それらは、基本的に著作権者と出版者の契約によって処理すべき事項であり、期限付譲渡契約によって、複製権を出版者が持つ方法や、アメリカでの例にみられるような *first refusal right* のような方法をとることが可能であるとされた。

出版者の権利が著作隣接権として認められる場合にも、出版者に認められるべき

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

権利は、著作物を一定の版面に固定し、出版物の形で公衆に伝達する行為に対する保護であり、それは著作物の内容そのものに関わる著作者の権利とは明らかに区別されるべきであるとの結論になった。

## (2) 現行法における著作隣接権者の権利

出版者の権利を新たな著作隣接権として認めることを要望していく場合には、現行著作権法における既存の隣接権の内容とのバランスにも留意する必要がある。

なお、既存の著作隣接権者は、二次利用について保護されているが、現行のレコード製作者の権利も、特定の録音物に対する権利であり、同一の楽曲の演奏が新たに録音されたものにまで及ぶことはない。

### 既存の著作隣接権者が有する権利

#### ①レコード製作者の権利

第96条（複製権）

第96条の2（送信可能化権）

第97条（商業用レコードの二次使用）

1 放送事業者等に二次使用料の支払い義務を課す

3 二次使用料を受ける権利は、文化庁長官が指定する団体によってのみ行使することができる

第97条の2（譲渡権）

第97条の3（貸与権等）

1 貸与により公衆に提供する権利を専有

2 期間経過商業用レコードには適用しない

3 期間経過商業用レコードの報酬請求権

#### ②放送事業者の権利

第98条（複製権）

第99条（再放送及び有線放送権）

第100条（テレビジョン放送の伝達権）

何らかの音を最初に固定したものはレコード製作者としてそのレコードの複製等について権利が認められ、放送事業者は、番組を電波に乗せて送出するという行為によって、その放送波の録音・録画について権利が認められている。これに対し、出版者は、情報の固定ということにおいてはレコード製作者と、情報を器に乗せて伝達するということにおいては放送事業者と、全く同一の役割を果たしていることができる。

## (3) 印刷出版と電子出版では出版者の役割の何が違うのか

出版者の行う出版行為の内容を分析することによって、保護されるべき出版者の行為を確認することとした。そのために、印刷出版と電子出版の双方について出版者の役割を対比し、両者に共通する部分を保護を受けるべき出版者の行為の本質と考えることができるかどうかを、下記表1によって分析した。

表1 印刷出版と電子出版における出版者の役割

	印刷出版	電子出版
媒体	紙	電子媒体、オンライン
内容	文字、写真、絵画、図表、その他の情報	文字、写真、絵画、図表、音声動画、コンピュータプログラム
頒布の態様	「出版」、貸与、	「出版」、貸与、送信、上映、
出版者の行為	①企画、著者の選定 ②原稿依頼 ③原稿整理 ④本文以外の掲載情報の検討・準備 ⑤目次、索引、奥付の準備 ⑥造本計画の立案と決定 ⑦組み方体裁の決定 ⑧校正 ⑨印刷・製本 ⑩頒布 <small>(第8小委報告書より)</small>	①企画、著者の選定 ②全体構成の決定 ③原稿依頼 ④その他のコンテンツの収集 ⑤プログラム開発 ⑥オーサリング ⑦プリマスタリング ⑧マスタリング ⑨プレス・パッケージ ⑩頒布
関与する第三者	印刷所 (編集プロダクション)	ソフトハウス、印刷所 (機器メーカー) (プロバイダ)
出版者が持ち得る権利	設定出版権、(編集著作権)	(データベースの著作権) (プログラムの著作権) (レコード製作者の権利) (映画の著作権)
利用者との関係	売買契約 一人が1部を利用	売買契約 使用許諾契約 LAN等での利用が容易
複製手段	複写複製 (複製物は質が劣化する)	デジタル複製、ダウンロード (複製物の質は劣化しない)

第8小委員会では、表1における出版者の行為①～⑩を発意と責任を持って行うことを全般的に評価して、「出版者の権利」が必要であるとの結論が出され、電子媒体に関しては将来の検討課題であるとされた。

しかし、その後、著作物等の情報のデジタル化とネットワーク化の急激な進展によって、これらの問題に対応するための検討が必要とされるようになっていることを踏まえ、当分科会では、IT化社会における出版物の利用に対処できる出版者の権利を要望していくべきであるとの意見も数多く出された。これらを受けて、当分科会では印刷出版と電子出版における出版者の行為の異同およびそれに関連して電子出版の保護のあり方について検討を進めた。

## 第2部 電子出版における出版者の権利

### (1) 検討における論点

印刷媒体における出版者の権利の問題に引き続き、電子媒体における出版者の権利についての検討を行った。検討を進めるに当たっては、以下の論点を中心とした。

#### ① 「電子出版」の定義について

「電子出版」あるいは「電子出版物」の定義について、過去の文献、意見書における例を参考にしつつ、当分科会で検討の対象とする「電子出版」の範囲について検討した。

#### ② 現行の設定出版権との関係

従来、著作・出版権委員会としては、電子媒体には出版権は及ばないとの前提で検討を進めてきた。当分科会では、この考え方を前提にしつつも、電子出版物の発行者に何らかの独自の権利を与えることが必要かどうかという観点から、改めて、電子出版物にも出版権設定を求める方向を考えることが適切かどうかについて検討した。

#### ③ 出版以外のメディアとの関係

電子出版物では、他のメディアとの境界が曖昧になる。電子出版物の発行者に仮に独自の権利を認めるとした場合、データベース、コンピュータ・ソフトウェア、映画など、出版以外の電子メディアにおける現行法上の権利保護の実態との間で、矛盾や保護の重複等が生じるかどうか、また、そもそも出版者独自の権利を考えることが適當かどうかについて検討した。

#### ④ 電子出版契約との関係

電子出版物の発行にあたって著作権者と出版者との間で交わされている電子出版契約において、出版者の権利や利益を確保する方法があるかどうかを検討した。

#### ⑤ 創作性のないデータベースに関する独自の権利（*sui generis right*）との関係

W I P O や E U において検討され、一部立法化されている創作性のないデータベースについて独自の保護を与える法制について、電子出版物の権利保護にどこまで有効かを検討した。

#### ⑥ 教育機関、図書館等における権利制限規定見直しとの関係

文化審議会著作権分科会情報小委員会に設置された教育目的WGおよび図書館WGで検討が行われている教育機関、図書館等における権利制限規定の見直しの状況について、把握に務めるとともに、この見直しの過程で、補償金制度の導入の提案がなされた場合、出版者にも補償金受け取りの権利を求める 것은非について検討した。

### (2) デジタル化・ネットワーク化に対する著作権審議会等での検討経過と著作権関係各団体の考え方について

これまで、文化庁の著作権審議会等で行われたデジタル化・ネットワーク化に対応するための著作権制度見直しに関する検討経過およびそれに対する関係各団体の考え方について、以下の資料をもとに整理した。

#### ① 著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告書（平成5年11月）

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

- ② 同上ワーキンググループ検討経過報告（平成7年2月）
- ③ 日本書籍出版協会「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ検討経過報告に対する意見書」（平成7年4月26日）
- ④ マルチメディア小委員会WG検討経過報告に対する各団体の意見
- ⑤ マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会（CCM）法制研究会検討報告書（平成9年6月）
- ⑥ マルチメディア製作者連絡協議会（CMP）研究会報告（平成10年9月）
- ⑦ 日本書籍出版協会「著作権審議会第1小委員会に対する要望書」（平成5年10月）
- ⑧ WIPOにおける研究・検討の結果（平成8年、文化庁資料）

## (3) 「電子出版（デジタル出版）」「オンライン出版」の定義について

電子媒体で発行された出版物において、出版者（発行者）にどのような権利を認めが必要かを考える上で、検討の対象となる「電子出版物」の定義あるいは「電子出版」等の概念が指示するものについて検討した。

その検討の前提として、印刷出版と電子出版とに共通するものとして、「出版」「出版物」「出版行為」「出版者」等を定義できるか、できるとすればどのようなものかについても議論が行われた。

この議論においては概ね次のような点が論点となった。

- ① 関連する用語のうち、最初にどの定義を定め、それを演繹するべきか
- ② 出版者が行ってきた出版行為の本質が電子媒体の利用によって変質するか
- ③ 印刷出版における定義が電子出版までを包含できるか
- ④ 電子媒体による著作物の発行行為のうち、テキスト主体のものを電子出版物として、特別の保護を与えるべき類型と考えることが可能か

①関連する用語のうち、当分科会では、以下の定義を仮に置いた上で検討を進めた。

出版物： 頒布を目的として著作物またはその他の情報を書籍・雑誌・新聞またはこれらに類似する形態に固定したものという

出版行為： 発意と責任を持って出版物の企画から発行に至る活動を全体としていう行為

出版者： 出版行為を行う者（営業活動として行うか否かを問わない）

出版： 出版行為により出版物を発行することをいう

さらに、電子出版物を含む「出版物」の定義について検討した。しかし、①出版者が発行する主としてテキストベースの電子出版物と、他のデジタル媒体で発行されるものとの区別をどこでつけることができるのかという問題、②デジタル化とネットワーク化が進展している現在、新たな「電子出版」の形態も予想され、それらを包含した定義は難しいこと、③「いわゆる電子出版物」は、その多くが編集著作物、データベース、コンピュータプログラム、映画の著作物のいずれかに該当すると考えられるが、それら以外の新たなカテゴリーとして、「電子出版物」を定義する必要があるか、等の点を検討した。その結果、現時点で、「電子出版物」に明確な定義を与え

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

ることは困難であり、また、あえて定義することの実益も乏しいとの結論となった。ただし、今後、電子出版が拡大・発展する中で、上記の既存のカテゴリーに納まらない電子出版物が出現することは確実であり、当委員会としても引き続き重要な検討事項としていくべきであるとの意見の一一致を見た。

②出版者が行ってきた出版行為の本質が電子媒体の利用によって変質するか

印刷媒体でも電子媒体でも、出版行為は本質的には変わらない。しかし、権利は出版行為によって生産された出版物の利用ということに着目して検討される必要がある。出版物の形態、性質が異なれば保護の内容が変わる。

印刷出版については、出版者（発行者）の権利として版面に着目して要望すべき権利の内容を検討した。電子出版物の場合、保護の客体となる版面というものを考えられるか、版面ではないとすると何かが問題となった。

出版行為が、創造的な出版者の知的行為であること、発意と責任を持ってそれを行っていることは、保護を与えるべき理由ではあるが、出版行為自体が保護の客体ではない。なぜなら実演家の実演のように、出版行為自体が利用者に利用されるのではなく、出版行為によって生み出されたものが利用されるのであるから。

③印刷出版における定義が電子出版までを包含できるか

ここでは、電子出版をテキストを主体とする言語的電子出版と、動画、静止画、音声等によって構成される映像的電子出版の二つに分類して検討した。一般的にいわゆるマルチメディアと称されることの多い映像的電子出版は、その形態や収録される著作物の種類が多種多様であり、印刷出版の延長として「出版」という定義に含めるには、適当ではない場合も少なくない。しかし、実際には電子出版ではほとんどの場合、両方の性質を併せ持つことも事実であり、言語的電子出版の部分を区別して定義することは困難である。

当分科会では、印刷出版と電子出版を包含した形での「出版物」等の厳密な定義を置くことが必ずしも電子出版の権利保護のためには、必要ではないとの結論に達した。

④電子媒体による著作物の発行行為のうち、テキスト主体のものを電子出版物として、

特別の保護を与えるべき類型と考えることが可能か

上記③の通り、電子出版物はほとんどの場合、言語と映像さらには音声等、多様な著作物の混合したものであり、テキスト主体の電子出版物というカテゴリーを限定して、何らかの固有の権利を考えることは難しい。

出版者が発行したもの、既存の出版物が発端となって製作されたものであるということだけで、その電子出版物に特定のカテゴリーを与え、新たな権利を認めることは適当ではない。

#### (4) 現行法における「電子出版」の保護

電子媒体によって著作物を提供するという意味での広義の「電子出版」に対して、現行著作権法ではどのような保護が与えられているかについて検討した。

まず、上記の「電子出版」に含まれる著作物としては、以下のものが考えられる。

- ①映画の著作物
- ②コンピュータプログラム
- ③データベース
- ④編集著作物

これらの著作物は、既に現行著作権法において保護されている。すなわち、電子出版物が、これらのうちのいずれかに該当するとしたら、その電子出版物は、著作権法上保護を受けるものであるということができる。

この場合、著作権は通常、電子出版物を発行する者に帰属することが多いと考えられる。そうであるなら、上記の著作物をその内容とする電子出版物の発行者（出版者）は、発行者（出版者）固有の権利を要求するまでもなく、著作権法上十分な保護を受けているということができる。

問題となるのは、上記の著作物の類型のいずれにも該当しない内容の電子出版物が考えられるか、考えられるとした場合、そのような電子出版物の発行者に何らかの固有の権利を認める必要があるかどうかということである。

当分科会では以上を総合し、現在の段階では、いわゆる電子出版物の発行者の権利を主張することは時期尚早であり、印刷媒体における権利主張によって、電子メディアを含め多様な利用方法が現実となっていることに対し、出版物の発行者の権利を確保していくべきであるとの結論に達した。しかし、いわゆる電子出版物の発行者の権利問題は、今後も関連業界の動向も注視しつつ、検討すべき課題であると考える。

### 第3部 出版者固有の権利の確立を目指して

#### (1) 出版者の権利として、何が、どのように保護されるべきか

表2「出版物の二次利用において影響を受ける著作権者・出版者の権利について」に基づき、出版者として具体的にどのような権利を主張するのかについて、様々な場合に分けて検討した。

出版物が二次利用される場合を大きく分けると、以下のように分類できる。

- ①出版物そのものが利用される場合（例：譲渡、OHPによる上映、展示、貸与等）。
- ②出版物の版面構成が、二次利用の媒体への著作物等の取り込みに直接使用され、二次利用の媒体においても、その版面構成がそのまま利用されるもの（例：複写、複刻、上映、放送、その他版面をイメージ入力により画像として利用する場合等）。
- ③出版物の版面構成が、二次利用の媒体への著作物等の取り込みに直接使用されるが、二次利用の媒体においては、出版物の版面構成とは異なる形で利用されるもの（例：版面をOCR入力によりデジタル化してテキストデータとして利用する場合等）。
- ④出版物の版面構成が、二次利用の媒体への著作物等の取り込みに使用されないが、二次利用の媒体においては、その版面構成がそのまま利用されるもの（新組の出版物）。
- ⑤出版物の版面構成が、二次利用の媒体への著作物等の取り込みに使用されず、二次利用の媒体においても、その版面構成が利用されないもの（筆写、口述、翻訳、翻案等）。

上記の中で、①については、現在レコード製作者に認められている譲渡権および貸与権について、権利を要望していくことで意見の一一致を見た。なお、著作権法第38条4項で権利を制限されている非営利無料の貸与については、これを制限規定からはずし、公共図書館における公貸権の確立を働きかけていくべきとの意見もあった。この件については、図書館界との調整も必要な問題であり、将来の課題として引き続き研究を進めることとした。

出版物の版面構成が二次利用において直接利用される②③については、権利の内容として認められるべきであるとのことで意見が一致した。

一方、出版物の版面構成が二次利用において直接利用されない④⑤については、著作物の利用であることは確かであり、それが出版者の意思に関わりなく著作権者の許諾のみによって自由に行われることは、出版者の活動にも影響があるので、一定の歯止めが必要なのではないかとの意見が出された。たとえば、*sui generis right* のように「出版に対する投資を保護の対象とすれば、版の利用の有無にかかわらず権利主張ができるのではないか」との考え方である。しかし、これらの利用は、著作物の利用ではあるが、著作物の伝達行為における出版者の寄与部分が侵害されたといえるかどうか疑問があり、既存の著作隣接権とのバランスからみても、出版者の権利として主張するのは難しいとの結論になった。

表2 出版物の二次利用において影響を受ける著作権者・出版者の権利について

二次利用の形態	著作権者の権利が及ぶもの	出版者の権利が及ぶべきとされたもの	
		第8小委員会 報告書	書協要望 (1993.5以降)
筆写	○		
複写	○	○	○
商業的デッドコピー	○	○	○
同 (復刻)	○	○	○
二次出版(文庫)	○		
複製権	○		
一部転載(イメージ入力)	○		○
一部転載(OCR入力)	○		○
一部転載(手入力)	○		
デジタル化して蓄積(イメージ入力)	○		○
デジタル化して蓄積(OCR入力)	○		○
デジタル化して蓄積(手入力)	○		
点訳			
公衆送信権	○		○
Web上の利用・放送(OCR入力)	○		○
Web上の利用・放送(手入力)	○		
口述権	○		
展示権・上映権	○		
譲渡権			(今回要望)
貸与権	○		(今回要望)
翻訳権	○		
翻案権	○		

## (2) 権利の内容はどうあるべきか

過去の提案内容を整理した表3「出版者の権利の内容・保護対象」に基づいて、出版者の権利として要望すべき権利の内容について総合的に検討を行った。

## 権利の種類

第8小委員会の報告書で提言されている通り、著作隣接権として認められるのが適当であるとの意見の一一致を見た。投資を保護するという *sui generis right* のような制度も出版者の出版行為の一部に関しては、非常に有益であるとの指摘もあり、将来の制度導入については十分検討に値するとの意見も出されたが、それは文字通り、あくまでも「独自の」権利であり、出版者の権利は著作権制度の中に位置づけるのが適当であると考える。

表3 従来の出版者の権利の内容・保護対象

	第8小委員会報告書 (1990.6)	書協意見書 (1993.5以降)	sui generis right (※)
権利の種類	著作隣接権	著作隣接権	独自の権利
保護される出版者	発意と責任を持って出版物の企画から発行に至る活動を全体として行う者	著作物等の情報を最初に出版物（電子出版物を含む）上に固定した者	データベース作成に実質的な投資を行った作成者
保護内容	①版面の複写機器による複製 ②版面の写真機器による複製	①複写機器による複製 ②電子媒体への入・出力 ③放送及び有線送信等によって、出版物上に固定された著作物等の情報を利用すること	データベースの量的又は質的な実質的部分を抽出及び再利用する行為を差し止める権利
権利行使のあり方	①団体による権利行使 ②著作権と一体として権利行使	集中的に管理することが相応しい場合には、報酬請求権的な行使か、補償金の対象とする	
保護期間	30年（当時の著作隣接権の保護期間）		15年

(※) データベースの保護に関するEUディレクティブ(1996.3) なお、ここでいうデータベースは電子媒体に限らず、印刷媒体等を含む。

### 権利の性質

権利の性質は、著作隣接権としての原則通り、許諾権を要望することが必要であるということで意見が一致した。第8小委員会報告書では、報酬請求権との結論であったが、その後のデジタル化・ネットワーク化の急激な進展によって、出版者を取り巻く環境が大きく変わりつつあり、出版者の正当な利益確保を図るために、許諾権が必要であろう。ただし、集中的に権利を管理することがふさわしい場合は、報酬請求権的な権利行使もひとつの選択肢であることが確認された。ただし、現実的な問題として、法制化にあたって許諾権の獲得が困難である場合には臨機に対応していくことも必要であるとの指摘がされた。

なお、以前から指摘がある通り、新たな権利が許諾権として規定された場合、設定出版権との関係が再び論議されること是避けられない予想できる。かつて、重疊的に保護を与えてしまうのではないかという議論も見られたが、理論的には、本来、著作権者の有する複製権の一部である設定出版権と、出版者の独自の権利となる新たな権利とは性質が異なり、権利の重疊という問題は生じないと考えられる。

また現状でも、放送事業者が映画の著作物の著作権者であるといったような、著

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

作権と著作隣接権が同一者に帰属するという状況は生じている。しかし、出版者に対する保護が厚くなるという一般的な印象を与える可能性は否定できず、そのため新たなる権利の立法に支障があるとしたら、設定出版権のあり方について、出版界として改めて検討を迫られることも予想される(p.32 参照)。

### 保護される出版者

第8小委員会の報告書にあるとおり、「発意と責任を持って出版物の企画から発行に至る活動を全体として行う者」を、保護の対象となる出版者とすることが適当とされた。「著作物等の情報を最初に出版物上に固定した者」が保護対象であるとした当協会要望書の考え方も意見として出された。しかし、いったん著作物を固定した者が、その後の当該著作物の版面を用いない利用全般について権利主張ができるとする考え方は、著作権者の権利に影響を与えることとなり適当でないことから、この考え方は採らないこととされた。

### 保護内容

権利の内容としては、(1)で述べたとおり、出版物の版を利用して以下の行為を行うこととされた。

- ①複製      ②公衆送信      ③譲渡      ④貸与

複製については、第8小委員会報告書で提言された版面の複写機器による複製、写真機器による複製に加え、その当時、「別途検討すべき事柄」とされた電子媒体に係る版面の入・出力についても、現在のデジタル化・ネットワーク化の進展において、出版物の版面が容易にスキャナによって取り込まれ、利用されることが可能になったことに鑑みれば、出版物の版面を利用した電子媒体への入力及び入力された版面の出力についても、権利の内容に含めることが必要であると考える。ただし、同一著作物の同一の版面構成であったとしても、新たな組版作業によって版面製作が行われたものは、もとの出版物の権利は及ばないものとする。

公衆送信権については、現在レコード製作者に認められている送信可能化権だけでなく、公衆送信権全般について要望することとする。これは、レコード業界も公衆送信権の付与を要望していること、公衆送信に出版物の版面が利用されることも少なくないことの理由による。

また、出版物の流通に伴う権利として、レコード製作者にも認められている譲渡権および貸与権についても要望することとした。貸与権については、現在、著作権法附則第4条の2において、貸与権の規定は書籍又は雑誌の貸与には当分の間適用しないこととなっており、この規定の撤廃とともに、出版者の権利についても貸与権を要望することとした。

上記の権利については、現行の著作権制限規定が適用されることを認めることがある。すなわち、第30条の私的複製、第31条の図書館等における複製、第32条の引用、第35条の学校その他の教育機関における複製、第36条の試験問題としての複製、第38条第4項の非営利・無料の貸与、第41条の時事の事件の報道のための複製、第42条の裁判手続等である。

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

なお、出版者の権利とは別の問題であるが、著作権法第30条の例外を定めている著作権法附則第5条の2（コンビニ等の複写機器での私的使用の複製について権利を制限している）についても、あわせて規定の撤廃を要望していくことを改めて確認した。

### 権利行使のあり方

出版者の権利は、権利を有する出版者において行使されることが基本である。ただし、出版物の版面が利用される場合には、そこに掲載された著作物の著作権の権利処理が同時に行われることが必要である。そのため、著作者の著作権と出版者の権利は、利用者に対してはできるだけ一体的に行使されることが著作物の伝達・流通を円滑に行うためには望ましい。そのためには、出版物の複写等、一般公衆において、容易に複写が行われる場合には、集中的な権利管理体制が整備されることが望まれる。また、このように集中的に管理されることが相応しい場合には、権利の報酬請求権的な行使もありうる。

### 保護期間

保護期間は、既存の他の著作隣接権に準じて50年間とすることが望ましい。

以上をまとめると、出版者の権利として要望するのは次のような内容となる。

権利の種類	著作隣接権
権利の性質	原則としては、許諾権を考える
保護される出版者	発意と責任を持って出版物の企画から発行に至る活動を全体として行う者
保護内容	出版物の版を利用して以下の行為を行うこと ①複製（複写機器・写真機器等による複製、電子媒体への入・出力）②公衆送信③譲渡④貸与
権利行使のあり方	集中的な管理が相応しい場合等には、報酬請求権的な行使を考える
保護期間	50年（他の著作隣接権に準じる）

## おわりに 権利法制化へのプロセス 我々は何をしなければならないか

著作権第8小委員会報告書が公表されてから、既に10年以上が経過した。この間に、出版界を取り巻く環境は大きく変化した。デジタル化とネットワーク化の進展によって、人々は必要な情報をより早く容易に入手できるようになり、情報流通における出版者の果たす役割も変化を余儀なくされている。インターネットはあたかも著作権フリーであるかのような誤解を時として人々に与えており、著作権処理ということが、「マルチメディア時代」にとっての障害であるかのような主張がなされることも稀ではない。このような環境で、出版者の権利を獲得することは、決して容易ではないということを、まず十分に認識すべきである。

したがって、権利獲得を実現するためには、出版界挙げての運動として盛り上げることと、一般社会の理解を確実に得ることが不可欠の条件であるといえる。

情報の入手が容易になるということは、一時的に見れば利用者の利益にかなうように見えるが、それが情報の供給者である著作者や伝達者である出版者の利益を侵す状況が続くことで、情報の再生産システムに支障を来すこととなり、利用者が自らの首を絞めるような事態を招くということを、出版者の持つ媒体に加え、新聞・放送等のメディアを活用し、あらゆる機会を捉えて周知を図っていく必要がある。

産業界においては、権利法制化に反対した当時の考え方は今日に至るまで基本的に変わっていないと思われる。これに対しては、知的所有権に関するオピニオン・リーダーや、財界団体のトップに出版界首脳が直接に働きかけるとともに、経団連等の諸団体の担当委員会との懇談の機会を積極的に設けていくことが必要である。

ただし、産業界においても、知的所有権の重要性は十分に認識されているところである。知的成果物の保護という共通認識の中で、出版者の権利を位置付けていくことに努めるべきであり、その点での認識の一貫が得られれば、産業界の理解を得る可能性が出てくると思われる。この意味では、デジタル化・ネットワーク化の進展という環境変化によって、産業界と出版界が同じ、あるいは近接したプラットフォームに立つ場面をもたらしつつあるといえる。

今後は、隣接権者団体等にも働きかけながら、広範な理解を得られるようなPRを行っていく必要がある。現実に不正な利用が行われた場合でも、著作権者は適切な対処を出版者に委ねる場合も多く、その場合、著作権者の権利と利益を守るために、出版者は相手方に対してアクションを取ることが必要になる。しかし、出版者に隣接権がなければ、信託譲渡を受けていない限り、出版者には訴訟当事者能力がなく著者の権利を守ることも十分にできない。出版者の権利は、決して著作権者の利益を削るものではなく、著作者と出版者の両方を守るものである。これらのことと著者や関係団体に理解してもらいう必要がある。

また、出版者の権利が法制化された場合、情報流通に対する障害となるのではないかとの懸念を払拭するために、電子的な手段を用いた著作権管理システムの研究及び普及について出版界として積極的に取組むとともに、望ましい権利処理システムについての提案を行っていく必要がある。

## Web5 「出版者の権利について」(2002年4月) 社団法人日本書籍出版協会

法理論上の問題等に関しては、当著作・出版権委員会での電子出版物を含めた研究をさらに深めていくことが必須である。それと同時に、著作権法の研究者や、さまざまな出版関連分野の専門家にも協力を仰ぎ、共同研究の場を設けていくことは、理論武装を固めるとともに、社会的な理解と協力を求めていく上での大きな足掛かりになると思われる。その際には、法制化が実現しないという『宿題』を負っている文化庁、及び関係省庁の協力が何よりも期待されるところである。

以上